

1 サンミヨン中学校との交流について

8月のサンミヨン中学校現地調査結果を受け、宮田中学校とサンミヨン中学校との交流事業について検討を行い、本年度は下記の内容での両校間の交流事業を実施したい。

【平成30年度中学生交流事業】

- ① 実施日 平成31年1月8日(火)
- ② 交流内容
 - ・ 歓迎会 12:00～12:30
 - ・ 会食会 12:35～13:30(ランチルームでの給食)
 - ・ 清掃体験 13:35～13:50
 - ・ 合同授業 14:00～14:50(ふらばーるバレボール)

③ 交流会に要する経費

- ・ 横断幕、プログラム等の印刷費
- ・ 学校要覧(韓国語)の印刷費
- ・ 記念品:清掃体験に使用する手ぬぐいを記念品とする。
- ・ 給食材料費

上記内容でできるだけ手作り感のある内容で実施したい。

経費については今後精査し、12月補正予算にて対応したい。

2 中学生海外派遣事業の実施について

平成31年度から宮田中学校とサンミヨン中学校との国内交流に加え、中学校長の思いの実現として宮田中学校生徒を韓国に派遣しての交流事業を実施したい。

【中学生海外派遣事業実施要項の概要】

① 目的

外国の歴史、文化、生活などを直接体験することにより、コミュニケーション能力、語学力の向上と国際感覚を身に付け、世界で活躍できる豊かな人間性と創造性をもった人材を育成する。

② 派遣先

韓国ソウル、サンミヨン中学校他

③ 派遣期間

冬休み中 2泊3日

④ 学習内容

- ・ サンミヨン中学校での授業参観、現地中学生との交歓・交流
- ・ ソウル市内の視察
- ・ 現地での生活体験

⑤ 宿泊予定場所

サンミヨン中学校寄宿舎及びホテル宿泊

⑥ 派遣対象者の資格

- ・ 宮田中学校、伊那養護学校に在籍している中学2年生であること。
- ・ 本人が派遣を強く希望し、保護者の同意が得られること。
- ・ 積極的に訪問先と交流しようとする意志を持ち、宮田村代表という意識を持って、規律ある行動ができること。
- ・ 海外での諸活動に耐えられる健康状態であること。
- ・ 韓国の方とも仲良く行動できる協調性があること。
- ・ 事前・事後学習、帰国報告会に参加できること。

⑦ 派遣人員

派遣生徒は12人以内とする。(概ね男女同数)

引率者は中学校教職員及び村職員(4人以内)

⑧ 費用負担

個人的経費を除く(パスポート代、保険料、お土産代等)旅費全額を村が負担

⑨ 派遣生徒の決定

参加したい意志のある生徒全員が応募することができ、かつ公平、透明な決定方法により派遣生徒を決定していくため、以下の方法により行う。

○ 募集は学校やその他の広報を通じ募集する。(7月上旬)

○ 提出書類

- ・ 参加申込書兼保護者同意書
- ・ 参加意志確認及び保護者確認事項チェックシート
- ・ 作文(400字詰原稿用紙2~3枚)(作文の内容等は選考には関係しない。)

ただし、教育委員会の判断により提出書類の一部を省略することができる。

○ 選考方法

公平性、透明性を確保するために提出書類確認後に公開抽選による。

棄権者等の発生に備えて補欠派遣者2人程度を抽選にて決定する。

⑩ 事前、事後学習の開催

派遣生徒は、事業のガイダンスとして次の研修に参加します。

○ 事前学習(2回)

- ・ 渡航手続きなど諸手続きに関する説明
- ・ 旅行日程、現地での諸注意事項の説明
- ・ 渡航先の現状、週間、マナー、語学、日本文化などの学習

○ 事後学習(1回)

- ・ 派遣事業の成果を普及・活用するための事後報告会
- ・ 海外派遣事業に参加しての報告書作成

※ 添付の宮田村中学生海外派遣事業実施要綱、参加意志確認及び保護者確認事項チェックシートをご覧ください、ご意見をお願いします。

宮田村中学生海外派遣事業実施要綱をここに公布する。

平成 年 月 日

宮田村教育委員会

宮田村教育委員会告示第 号

宮田村中学生海外派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、宮田村の中学生を海外に派遣し、外国の歴史、文化、生活などを直接体験することにより、コミュニケーション能力、語学力の向上と国際感覚を身につけ、世界で活躍できる豊かな人間性と創造性をもった人材を育成することを目的とする。

(派遣先)

第2条 派遣先は、大韓民国とする。

2 国際情勢その他の理由により、海外派遣の実施が適当でないと教育委員会が判断した場合は、海外派遣を実施しない。

(派遣人員)

第3条 派遣人員は、12人以内とする。

(派遣期間及び日程)

第4条 派遣期間は概ね3日間以内とし、その日程は教育委員会が決定する。

(派遣者の資格要件)

第5条 海外への派遣を受けようとする者は、次に掲げる要件に該当しなければならない。

- (1) 宮田中学校に在籍している生徒、若しくは、村内に住所を有し、特別支援学校の中学部に在籍している2年生であること。
- (2) 生徒自身が強く派遣を希望し、保護者の同意が得られること。
- (3) 積極的に訪問先と交流しようとする意志を持ち、宮田村代表という意識を持って規律ある行動ができること。
- (4) 派遣先での諸活動に耐えられる健康状態であること。
- (5) 事業の目的を理解し、団体行動における協調性があること。
- (6) 事前学習、事後学習及び事後活動に積極的に参加する意志があること。

(引率者)

第6条 事業の効果的推進と生徒の引率指導を行うため、引率者を置く。

2 引率者は、宮田中学校の教職員及び教育委員会事務局職員等のうちから、教育長が任命する者をもって充てる。

(申込み)

第7条 派遣を希望する生徒は、次に掲げる書類を教育委員会が指定する期日までに教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会の判断により、提出書類の一部を省略することができる。

(1) 宮田村中学生海外派遣事業参加申込書兼保護者同意書(様式第1号)

(2) 作文(400字詰原稿用紙2～3枚)

(3) その他参加意志の確認等に必要書類

(派遣生徒の決定)

第8条 前条の規定により申込書類の提出があったときは、公平性及び透明性確保の観点から公開抽選により派遣生徒を決定する。

2 派遣生徒決定後に棄権者又は派遣資格の取り消し者が出た場合に備え、補欠派遣生徒2人を選出する。

(決定通知)

第9条 教育委員会は、派遣生徒の決定を保護者あてに通知するものとする。

(資格の取消し)

第10条 教育委員会は、海外派遣出発前に、派遣生徒の健康上の理由又は派遣生徒として不適当な理由が生じたときは、派遣生徒の資格を取り消すことができる。

(経費負担等)

第11条 生徒、引率者の派遣に要する経費のうち次に掲げるものは宮田村が負担する。

(1) 派遣に要する旅費及び現地での滞在に要する経費

(2) 派遣先での交流等に要する経費

(報告)

第12条 派遣生徒は、事業終了後、一定の期間内に報告書を教育委員会に提出しなければならない。

(その他事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

学校等へのエアコン設置について

議会全員協議会報告(2018/10/22)

① 小中学校への設置について

国の平成30年度補正予算で計上された、「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」を活用して、平成30年度一般会計補正予算(平成31年度への繰越事業)により全教室(事務室、特別教室等を含む。)にエアコンを設置する。

○ 事業費(補助事業基準額ベース)

小学校 75,105千円 中学校 63,136千円 合計 138,241千円

交付金(1/3) 46,080千円

補正予算債(補助残100% 交付税措置:元利償還金の60%) 92,000千円

一般財源 161千円

学校施設整備事業債 100%

国庫補助 33.3%	元利償還金の60% 40.0%	実質村負担 26.7%
---------------	--------------------	----------------

今後、設計及び空調設備整備工事の施工を一括して実施する業者を、公募型プロポーザル方式により公募し、事業実施したい。

○ 事業実施のスケジュール

実施時期	実施内容
11月中旬までに	公募型プロポーザル実施要綱、公募型プロポーザル募集要項、要求水準書及び最優秀提案者決定基準を作成
11月中旬	公募型プロポーザル公告
12月初旬	参加表明書及び資格審査書類の受付
12月初旬	資格審査結果の通知
1月下旬	技術提案書の受付及び提案審査
2月初旬	提案審査結果の通知、公表
2月中旬	仮契約の締結
3月初旬までに	議会提案、議決の後、事業契約の締結

② 保育園への設置について

保育室への設置は終了しているので、今後は遊戯室、プレイルーム、相談室等への設置について平成31年度から計画していく。

③ 子育て支援センター(うめっこらんど)への設置について

平成31年度に遊戯室、集会室、事務室に設置をする。財源は、子ども子育て支援交付金で対応したい。(今後の実施計画等作成段階で変更あり。)

事業費 2,174千円 補助金 国・県それぞれ330千円 一般財源 1,514千円

様式第1号(第7条関係) (表面)

宮田村中学生海外派遣事業参加申込書兼保護者同意書

年 月 日

宮田村教育長 様

(ふりがな) 氏 名		性別	男・女
生年月日	年 月 日	学年 組	
住 所	〒		
連絡先	電話番号 携帯電話 E=mail		
保護者氏名			
健康上の留意点 (保護者記入)			

【誓約事項】

- 1 本申込書裏面の注意事項をよく読み、参加者本人及び保護者ともに十分理解のうえ申し込みます。
- 2 参加者本人の故意又は過失による傷病などについては、参加者本人の責任とします。
- 3 不慮の事故、天災異変により生じた傷病等(インフルエンザ等含む。)及び不測の自体による中止に伴う損失については、宮田村及び宮田村教育委員会に損害の賠償を求めないこととします。
- 4 万が一参加者が病気になった時には、指導者(随行者)に診療など全てを委任します。
- 5 派遣の実施又は中止の決定については、宮田村教育委員会の判断に委ねます。
- 6 宮田村教育委員会で依頼した提出物や文書等は、必ず期限内に提出します。

--

様式第1号(第7条関係) (裏面)

以下をよく読み、十分にご理解の上お申し込みください。

【参加申し込みにあたっての注意事項】

- 1 この事業は、体験や交流を通じた異文化理解と、国際的感覚豊かな人材の養成を目的としており、英会話など言語の習得を第一の目的とするものではありません。
- 2 世界情勢の不穏な動き、又は疫病など(インフルエンザ等含む。)による何らかの不可抗力の事態が発生し、派遣者の生命、心身上の健康などが脅かされる恐れがあると判断される場合は、派遣を中止することがあります。
- 3 学習期間及び派遣中を含めて、事業参加時の体調管理は各自の責任で行ってください。また、出発前に健康状態に大きな支障をきたし(大きな怪我や骨折など)、他の派遣者と行動することが難しいと考えられる場合には、参加をお断りすることがあります。
- 4 学習期間及び派遣中を含めて、予定されている活動への不参加、単独行動などは認められません。指導者(随行員)や現地校の先生などの支持に従わない場合、著しく団体行動を乱した場合などは、それ以降のプログラムへの参加を認めないこともあります。
- 5 学習及び派遣期間中などに撮影した写真や動画は、予告なく宮田村、宮田村教育委員会並びに現地交流先校の刊行物やホームページなどに掲載する場合があります。

平成31年度 宮田村中学生派遣事業

参加者意志確認及び保護者確認事項チェックシート

宮田村中学生海外派遣事業は、応募資格のある中学2年生であれば、誰でも申し込みをすることができますが、皆さんの派遣事業への参加意志や熱意などを確認、および保護者の方に伺った自校確認の為、申し込みの際には作文と共に、このチェックシートを提出していただきます。

質問には、生徒の皆さんが記入する欄と、保護者の皆さんが記入する欄の2種類があります。

※必ず、本人が記入してください。なお回答内容について不明瞭な場合など、問い合わせをすることもあります。あらかじめご了承ください。

		はい	いいえ
1	あなたは、誰かに言われたり、誰かに誘われたからでなく、自分自身で積極的にこの事業に参加したいと思い、応募しましたか。		
2	あなたは、平成31年度宮田村中学生海外派遣事業の団員として選ばれた時には、急病・冠婚葬祭などやむを得ない場合を除き、必ず派遣事業に参加しますか。		
3	あなたは、「参加申込書」裏面の注意事項を読み、理解しましたか。		
4	あなたは、海外への長時間の移動や、海外での活動に十分耐えられる自信がありますか。		
5	派遣事業の前に3回程度の事前研修、また研修後に事後報告会と事後研修会を行います。あなたは、これらの研修に、必ず参加しますか。		
6	海外に派遣された際には、指導者(随行者)の指示に従い、宮田村の代表としての自覚を持って、責任ある行動をすることができますか。		
7	帰国後、宮田村の国際交流事業やその他の行事への協力要請があった場合、協力できますか。		

⇒裏面に続きます

9 海外に派遣されたときには、あなたは現地でどのようなことをしたい、伝えたいですか。

10 海外に派遣されたときには、あなたは現地でどのようなことを学びたいですか。

11 あなたの趣味・特技や部活動、生徒会活動などについて教えてください。

☆生徒の方への質問はこれで終わりです。ありがとうございました。

保護者の方への質問

記入者氏名 _____

1. お子さんが派遣事業に参加した場合に、期待する事をご記入ください。

2. お子さんの事で配慮してほしいことがありましたら、お書きください。

☆以上でチェックシートは終了です。ありがとうございました。

